

政策サポーター設置要綱新制定

池田町議会政策サポーター設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、池田町議会基本条例（平成25年池田町条例第5号）に基づき、池田町町民と池田町議会との協働により政策提言を進めるため、議会政策サポーター（以下「政策サポーター」という。）を設置する。

（テーマ）

第2条 政策提言をするテーマは議員協議会で定める。

（組織）

第3条 政策サポーターの定数は10人以内とし、公募及び議員の推薦する者の中から議長が委嘱する。

（選考）

第4条 政策サポーターの選考は常任委員会、又は、議員協議会で行う。

（任期）

第5条 政策サポーターの任期は、論議されるテーマの政策提言が終了するまでの期間とする。

（任務）

第6条 政策サポーターは、議員とともに、論議されるテーマについて協議し、政策提言する。

（謝金）

第7条 政策サポーターには、予算の範囲内で謝金を支払うことができる。

（その他）

第8条 その他必要と認められる事項は、議員協議会において協議する。

附則

この要綱は令和7年 月 日から施行する。